【参考資料】

議案第９０号　指定管理者の指定について（朝霞市産業文化センター）

市民環境部産業振興課

１　内容

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に指定し、施設の管理を行わせる。

２　公の施設の名称及び所在地等

施設名称　　朝霞市産業文化センター

所 在 地　　朝霞市大字浜崎６６９番地の１

３　指定管理者として指定するもの

所 在 地　　朝霞市大字浜崎６６９番地の１

名　　称　　朝霞市商工会

会長　高橋　甚次

４　指定管理者の指定方法

「公の施設の指定管理者制度に関する基本指針」に基づき随意指定とする。

５　指定期間

３年間（令和９年４月１日～令和１２年３月３１日まで）

６　参考

地方自治法第２４４条の２第３項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第２４４条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

担当

市民環境部産業振興課産業労働係

電話番号　048-463-1903